

様式3

静岡県公立大学法人

平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果

平成21年8月

静岡県公立大学法人評価委員会

第1 静岡県公立大学法人の平成20事業年度における業務実績評価について

静岡県公立大学法人評価委員会は、次のとおり平成20事業年度の業務の実績に関する評価を行った。

1 評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- (2) 法人の教育研究並びに組織及び運営についての様々な工夫や特色ある取組を積極的に評価するものとする。
- (3) 次期中期目標・中期計画、法人の組織及び業務運営の見直しの検討に資するものとする。

2 評価方法

- (1) 年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行った。
- (2) 「項目別評価」は、法人による自己点検・自己評価の結果をもとに、評価委員会において年度計画設定の妥当性も含めて総合的に検証を行い、当該年度計画に定めた項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた進捗状況を確認した。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期目標・中期計画の進捗状況全体について評価した。

第2 全体評価

1 評価結果と判断理由

静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部が、県民に支援され地域に立脚した大学として、県民の誇りとなる価値のある大学を目指し、一層充実し発展するよう、計画を策定、遂行している。

法人化後2年度目となる平成20年度においては、前年度に実施した当評価委員会の評価結果を踏まえ、理事長及び学長を中心とした教職員の緊密な連携のもと、積極的に改革・改善を行い、中期計画及び年度計画に定める目標の一部については着実に成果を挙げているとともに、中期目標の達成に向け、現状の課題を整理し、次年度以降の取組につなげている。

法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について項目別に確認した結果、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」、「法人の経営に関する目標」及び「自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」については、「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断し、また「その他業務運営に関する重要目標」については、「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」と判断した。

以上の項目別評価の結果に加え、平成20年度の重点的な取組等を考慮し、平成20事業年度の業務実績については、全体として「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と評価した。

平成20年度の重点的な取組としては、理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指し、理事長による各部局長からのヒアリングの実施や、学長補佐体制を強化するために副学長を2人体制にするなどの取組が見られた。

また、地域に開かれた大学運営を目指し、公開講座や社会人学習講座の開催、社会人聴講生の受入れなど、大学の知的資源の還元や研究成果の公表を積極的に実施していることは評価できる。

教育研究面では、平成19年度に採択された文部科学省のグローバルCOEプログラム¹の成果の蓄積、競争的資金²を活用した積極的な研究活動の展開、大学院附属研究センター（広域ヨーロッパ研究センター及びグローバル・スタディーズ研究センター）の設置など、教育研究の充実に努めている。

また、各種国家試験³や公務員試験など学生のキャリア形成を図るとともに、

1 グローバルCOEプログラム：大学院の教育研究機能を一層充実・強化し、世界最高水準の研究基盤の下で、世界をリードする創造的な人材育成を図るため、21世紀COE(Center of Excellence)プログラムに引き続いて教育研究拠点の形成を重点的に支援する文部科学省のプログラム。

2 競争的資金：教育特別研究費、理事長特別研究費、文部科学省科学研究費など。

3 各種国家試験：薬剤師、管理栄養士、看護師、保健師、助産師、歯科衛生士。

博士後期課程における秋季入学制度の導入やオープンキャンパスの実施など、質の高い入学生の確保に努めている。

こうした取組の結果として、各学部、大学院、短期大学部それぞれの収容定員の合計がすべて充足されていることに加え、大学院の各研究科についても定員充足率の向上が見られることは評価できる。

法人の経営面では、教員に対し、科学研究費補助金⁴をはじめとする外部資金獲得への意識付けを行い、平成19年度に引き続き中期計画における想定を大幅に上回る外部資金を獲得したことは、業務運営、財務状況の改善の面からも評価できる。

一方、成績評価基準の見直しや教員評価制度の確立については、一部進捗の遅れが見られ、今後一層の取組が必要と考えられる。

2 評価に当たっての意見、指摘等

- ・ 中期目標及び中期計画の達成に向け、計画、実行、評価、改善に至る一連のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を着実かつ効果的に機能させていく必要がある。
- ・ 年度計画の目標設定については、達成状況に応じた見直しを行うとともに、具体的な数値や達成時期などを明記することも必要である。
- ・ 県民へ分かりやすい説明を行うため、業務実績報告書は計画に対する取組状況・達成状況や自己評価の判断理由を簡潔・明瞭に記載することが必要である。
- ・ 引き続き検討中のもの、検討課題としたものについては、組織的・戦略的に検討を進め、実現に結びつけていく必要がある。
- ・ 法人の自己評価による業務の見直しと併せて、本評価結果を大学運営の活性化や効率化のために積極的に活用し、教育研究の一層の充実を図ることで中期目標が着実に達成されることを期待する。

[参考]項目別評価の結果

| | | | | | |
|-------------------|-----------|----------|--------------|---------|------------|
| 1 教育研究等の質の向上 | 特筆すべき進捗状況 | 順調に進んでいる | おおむね順調に進んでいる | やや遅れている | 重大な改善事項がある |
| 2 法人経営 | 特筆すべき進捗状況 | 順調に進んでいる | おおむね順調に進んでいる | やや遅れている | 重大な改善事項がある |
| 3 自己点検・評価及び情報の提供 | 特筆すべき進捗状況 | 順調に進んでいる | おおむね順調に進んでいる | やや遅れている | 重大な改善事項がある |
| 4 その他業務運営に関する重要目標 | 特筆すべき進捗状況 | 順調に進んでいる | おおむね順調に進んでいる | やや遅れている | 重大な改善事項がある |

4 科学研究費補助金:文部科学省の公募補助金。毎年、全国の大学の研究者から研究企画を公募・審査し、優れた研究に対して助成。競争的資金(公募審査補助)の代表。

第3 項目別評価

1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 評価結果と判断理由

大学の教育研究等の質の向上に関する目標については、評価委員会の検証の結果、年度計画記載の163項目中、151項目が「計画を上回って実施している」又は「計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断される。

平成20年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- ・ 薬学6年制教育への対応として、知識の評価試験（Computer Based Test⁵）及び技能・態度の評価試験（Objective Structured Clinical Examination⁶）のトライアルや、平成21年度から実施する事前実務実習のためにモデル薬局を設置するとともに、平成22年度から実施する実務実習のため県立総合病院内に薬学教育・研究センターを開設するなど、実施体制の着実な整備に努めている。
- ・ 文部科学省のグローバルCOEプログラムに採択された「健康長寿科学研究」（平成19年度から5年間）を積極的に推進し、薬食相互作用の解明、機能性食品の開発、薬食実践科学者の養成など成果が蓄積されている。
- ・ 文部科学省の「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」に新たに採択された「知的財産活動の基盤の強化」（平成20年度から3年間）により、事務局の専任職員を3名増員したほか、学内に「産学官連携推進本部」を設置し、知的財産の戦略的創出・活用のための体制の整備に努めている。
- ・ 国際関係学研究科においては、大学院附属研究センターとして「広域ヨーロッパ研究センター」と「グローバル・スタディーズ研究センター」を設置し、大学院の教育研究の充実を図った。
- ・ 静岡大学、浜松医科大学、静岡産業大学、東海大学との間で、単位互換、共同研究、学生指導等に関する協定を締結し、学術交流を推進、連携を強化した。
- ・ 海外協定締結校を中心とした教員交流（浙江大学、モスクワ国立国際関係大学）を推進するとともに、新たにフエ大学科学大学部（ベトナム）、モルドバ外交政策協会、東西大学日本研究センター（韓国）など海外大学等との協定締結を推進している。
- ・ 短期大学部においては、平成19年度に文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）⁷養成教育プロジェクト」を推進し、履修証明書を27名に授与す

5 CBT：医療機関における実務実習を行う実力を担保するための医薬系の共用試験の一形態。知識・思考力（問題解決能力）を問う客観的試験で、多肢選択方式を採用している。

6 OSCE：医療機関における実務実習を行う実力を担保するための医歯薬系の共用試験の一形態。技能・態度を客観的に評価する臨床能力試験で、複数の試験場を使用して10分程度の時間で臨床能力の評価を行う。

7 HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）：入院児・通院児とその家族の苦痛・ストレス・不安・寂しさなどを軽減し、治療内容について子どもに理解してもらえよう、遊びを用いて支援する専門職。英国では国家資格であり、約2,000人のHPSがコメディカルスタッフの一員として入院する子どもや治療する子どもの医療とのかかわりを情緒面からサポートしている。

るとともに、うち6名が医療機関等に採用されていることは高く評価できる。

- ・ 平成20年度科学研究費補助金採択件数は110件で、前年(94件)比約17%の増加となっており、目標採択件数を上回る進捗状況である。
- ・ 地域の学生の幅広い分野への知的関心と意欲を引き出すため、県内高等学校45校を対象に5学部で87回の出前講義を実施した。また、8月に開催したオープンキャンパスにおいては、平成19年度より452名多い、参加者3,799名を集めた。
- ・ 受託研究・共同研究の獲得のため、教員への意識啓発や企業へのPRを推進し、目標の60件を上回る70件の共同研究・受託研究を実施した。

平成20年度の実績のうち、次の事項に課題がある。

- ・ 修士・博士論文の審査基準については、審査体制の確立とともに諸規定の整備を行い、学生への提示と公表に向けて取り組む必要がある。
- ・ 成績評価基準の見直しについては、成績評価基準の標準的な考え方や個別評価基準について各学部での調整を行い、公正な評価体制の確立に向けて取り組む必要がある。また、成績優秀者に対する奨学金制度等の導入についても引き続き検討を進める必要がある。
- ・ 教員の適切な自己点検・自己評価と相互評価制度の導入に向け、全学的な組織のもと、評価項目、評価基準、評価方法等具体的な検討を早期に進める必要がある。また、評価結果の反映方法についても十分な検討が必要である。
- ・ 講演会やシンポジウムの積極的な開催は見られたが、公開講座の延べ参加者が目標に達していないため、講座内容の拡充や積極的なPR等に努める必要がある。

(2) 評価に当たっての意見、指摘等

- ・ グローバルCOEプログラムや戦略展開プログラムなどの大型研究プロジェクトについては、採択期間終了後も、その研究成果を維持・発展させるため、人的・予算的な面を含めた方策を検討していく必要がある。

[参考]小項目評価の集計結果

| | 評価対象 項目数 | A 計画を 上回って実施 | B 計画を 十分に実施 | C 計画を十分に 実施できていない | D 計画を 大幅に下回る |
|------------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|
| ア 教育に関する目標 | 99 | 17 | 74 | 8 | 0 |
| イ 研究に関する目標 | 30 | 11 | 17 | 2 | 0 |
| ウ 地域貢献に関する 目標 | 24 | 7 | 16 | 1 | 0 |
| エ 国際交流に関する 目標 | 10 | 1 | 8 | 1 | 0 |
| 合 計 | 163 | 36 (22.1%) | 115 (70.5%) | 12 (7.4%) | 0 |

2 法人の経営に関する目標

(1) 評価結果と判断理由

法人の経営に関する目標については、評価委員会の検証の結果、年度計画記載の39項目中、38項目が「計画を上回って実施している」又は「計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断される。

平成20年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- ・ 5学部、1研究所及び短期大学部に副学部長を設置し、学部長の一層のリーダーシップを発揮できる体制を整備した。
- ・ 教員に対し、外部資金の応募状況や採択率を公表し、外部資金獲得への意識付けを行った結果、平成20年度の外部資金は、300件、946,741千円と、平成18年度に比べ金額ベースで29.1%、件数ベースで31.6%の増加となっている。

また、科学研究費補助金の新規申請件数及び採択件数も伸びており、教員一人当たりの申請件数は1.17件となっているが、全ての教員が外部資金の獲得に取り組むよう、さらなる働きかけに努める必要がある。

平成20年度の実績のうち、次の事項に課題がある。

- ・ 教員にインセンティブが働く仕組みとしての評価、表彰・顕彰については、全学的な組織のもと、公正な評価制度の確立に向けた具体的な検討を早期に進める必要がある。

(2) 評価に当たっての意見、指摘等

- 外部資金の獲得件数が順調に伸びてきており、このことは高く評価できるが、今後も継続的かつ積極的に外部資金を獲得するため、各教員に対する公正な評価・表彰制度を確立するなど、インセンティブを付与する仕組みの構築を期待する。
- 効率的・効果的で生産性の高い事務処理を行うため、事務職員の資質・能力向上やアウトソーシング等による事務の効率化・合理化に引き続き取り組むことを期待する。

(参考)小項目評価の集計結果

| | 評価対象 項目数 | A 計画を 上回って実施 | B 計画を 十分に実施 | C 計画を十分に 実施できていない | D 計画を 大幅に下回る |
|----------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|
| ア 業務運営の改善及び効率化 | 28 | 1 | 26 | 1 | 0 |
| イ 財務内容の改善 | 11 | 0 | 11 | 0 | 0 |
| 合計 | 39 | 1 (2.6%) | 37 (94.8%) | 1 (2.6%) | 0 |

3 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果と判断理由

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標については、評価委員会の検証の結果、年度計画記載の10項目中、10項目が「計画を上回って実施している」又は「計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」と判断される。

平成20年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 自己点検・評価の学内組織として、大学認証評価委員会とともに、県立大学自己評価委員会、短期大学部自己点検・自己評価委員会及び教育研究評価専門委員会など5専門部会⁸を設置し、自己点検・評価を実施した。
なお、平成21年度は、この自己点検・評価をもとに大学基準協会による認証評価を受ける予定である。

(2) 評価に当たっての意見、指摘等

- 自己点検・評価は、その結果を教育研究活動や業務運営の改善に活用することが目的であることから、評価に基づく全学的な実践を期待する。

⁸ 5専門部会：教育研究評価専門部会、学生受入・学生生活評価専門部会、図書館・社会貢献評価専門部会、管理運営評価専門部会、短期大学部評価専門部会。

- ・ 優秀な学生及び大学院生を獲得するため、大学の教育研究活動等についての積極的かつ戦略的な広報活動を期待する。

[参考]小項目評価の集計結果

| | 評価対象 項目数 | A 計画を 上回って実施 | B 計画を 十分に実施 | C 計画を十分に 実施できていない | D 計画を 大幅に下回る |
|---------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|
| ア 評価の充実 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| イ 情報公開・広報等の充実 | 7 | 1 | 6 | 0 | 0 |
| 合 計 | 10 | 1 (10.0%) | 9 (90.0%) | 0 | 0 |

4 その他業務運営に関する重要目標

(1) 評価結果と判断理由

その他業務運営に関する重要目標については、評価委員会の検証の結果、年度計画記載の14項目中、12項目が「計画を上回って実施している」又は「計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況を総合的に勘案すると、進行状況は「中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」と判断される。

平成20年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- ・ 近隣大学との間で設けている連携組織「学生の安全を守るための静岡市内大学間連絡会」及び下宿・アパート業者と設けている連絡会を開催し、情報の共有化を図ったほか、短期大学部では、下宿・アパート業者に空き巣等の犯罪防止の注意喚起を随時行うなど、地域社会全体の安全管理に努めていることが認められる。
- ・ 全学的な男女共同参画事業を推進するため、大学附属の男女共同参画推進センターを設置し、県との共催による講座の実施や、平成21年4月開設の全学共通科目の準備を行った。

平成20年度の実績のうち、次の事項に課題がある。

- ・ 施設・設備の利用状況を調査し、全学的な視点での有効利用を図る必要がある。
- ・ ハラスメント⁹への意識の浸透を図るため、教職員の研修会への参加をさらに促すとともに、研修内容の充実、参加しやすい研修会への取組などが求められる。

⁹ ハラスメント:嫌がらせ等の行為。大学においては、他者を不快にさせる性的な言動による行為(セクシュアル・ハラスメント)や優越的な地位等を利用した不適切な言動による行為(アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど)を対象としている。

[参考]小項目評価の集計結果

| | 評価対象 項目数 | A 計画を 上回って実施 | B 計画を 十分に実施 | C 計画を十分に 実施できていない | D 計画を 大幅に下回る |
|-------------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------------------|--------------------|
| ア 施設設備の 整備・活用等 | 4 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| イ 安全管理 | 6 | 1 | 5 | 0 | 0 |
| ウ 人権の尊重 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 合 計 | 14 | 2 (14.3%) | 10 (71.4%) | 2 (14.3%) | 0 |